**参考様式**

収入印紙

貼　　付

排配布

**工事契約書**

1 契約事項 別冊工事内訳書のとおり

2 履行場所 〇〇市〇〇地区

3 工期 令和〇〇年〇月〇日から令和〇〇年〇月〇日まで

4 契約代金額 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　　　　　　　　　　　　　円)

5 契約保証金 免除

6 前金払 無

7 部分払 無

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、

別添の事項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

**（総則）**

第１条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、この契約（この契約書及び工事内訳書（活動計画書及び見積内訳明細書をいう。）を内容とする工事の外注契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

２ 受注者は、頭書の工事を頭書の工期内に完成し、工事の目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その契約代金を支払うものとする。

**（工程表）**

第２条 受注者は、工事内訳書に基づいて、工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。変更契約を締結したときも同様とする。

**(特許権等の使用)**

第３条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

**(現場代理人)**

第４条 受注者は、現場代理人を定めたときは、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。

**(工事材料の品質等)**

第５条 工事材料の品質については、工事内訳書に定めるところによる。ただし、工事内訳書にその品質が明示されていない場合は、中等の品質を有するものとする。

**（支給材料）**

第６条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、工事内訳書に定めるところによる。

**参考様式**

**(条件変更等)**

第７条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

(１) 工事現場の形状、地質、ゆう水等の状態、施工上の制約等工事内訳書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

(２) 工事内訳書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

２ 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。

３ 発注者は、前項の調査の結果において第１項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、工事内訳書の訂正又は変更を行わなければならない。この場合において、工事内訳書を変更することとなるときは、発注者は、受注者と協議してこれをしなければならない。

４ 前項の規定により工事内訳書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは契約代金の額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

**(工事内訳書の変更)**

第８条 発注者は、必要があると認めるときは、工事内訳書の変更内容を受注者に通知して、工事内訳書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは契約代金の額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

**(受注者の請求による工期の延長)**

第９条 受注者は、天候の不良、その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

２ 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。

**(工期の変更方法)**

第１０条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。

**(契約代金の額の変更方法等)**

第１１条 契約代金の額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。

**(一般的損害)**

第１２条 工事の目的物の引渡し前に、工事の目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第１項若しくは第２項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

**(第三者に及ぼした損害)**

第１３条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

**(工事の完成検査及び引渡し)**

第１４条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

２ 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、受注者の立会いの上、工事内訳書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了しなければならない。

３ 発注者は、第２項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに引渡しを受けなければならない。

**(契約代金の支払い)**

第１５条 受注者は、前条第２項の完成検査に合格したときは、契約代金支払請求書を発注者に提出するものとする。

２ 発注者は、前項の規定により受注者の提出する適法な契約代金支払請求書を受理したときは、契約代金を支払わなければならない。

**参考様式**

**(瑕疵担保)**

第１６条 発注者は、工事の目的物に瑕疵があることを発見したときは、受注者に対して相当の期間を定めて当該瑕疵の修補を請求し、又は修補に代えて若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、当該瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、修補を請求することができない。また、瑕疵の補修又は損害賠償の請求は、第１４条第３項の規定による引渡しを受けた日から１年以内に行わなければならない。

**(発注者の解除権)**

第１７条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(１) 正当な理由なく、工事の着手期日を過ぎても当該工事に着手しないとき。

(２) その責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成しないとき又は工期を経過した後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかにないと認められるとき。

(３) 第１８条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(４) 正当な理由なくして発注者の指揮監督に従わないとき。

(５) 契約の相手方として資格を欠くこととなったとき。

２ 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約代金の額の１０分の１に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。

**(受注者の解除権)**

第１８条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(１)第８条の規定により工事内訳書を変更したため契約代金の額が２分の１以上減少したとき。

(２)発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

２ 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

**(解除に伴う措置)**

第１９条 発注者は、この契約が解除された場合においては、工事の出来形部分等を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた工事の出来形部分等に対する契約代金相当額を受注者に支払わなければならない。

２ 受注者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第１項の工事の出来形部分等の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は工事の出来形部分等の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

**(契約の費用)**

第２０条 この契約書に特別の定めがあるもののほか、この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用はすべて受注者の負担とする。

**(補則)**

第２１条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

令和　　　　年　　　月　　　日

 発注者 住　所：

 氏　名：

 受注者 住　所：

氏　名：